

愛知県の福祉施策について



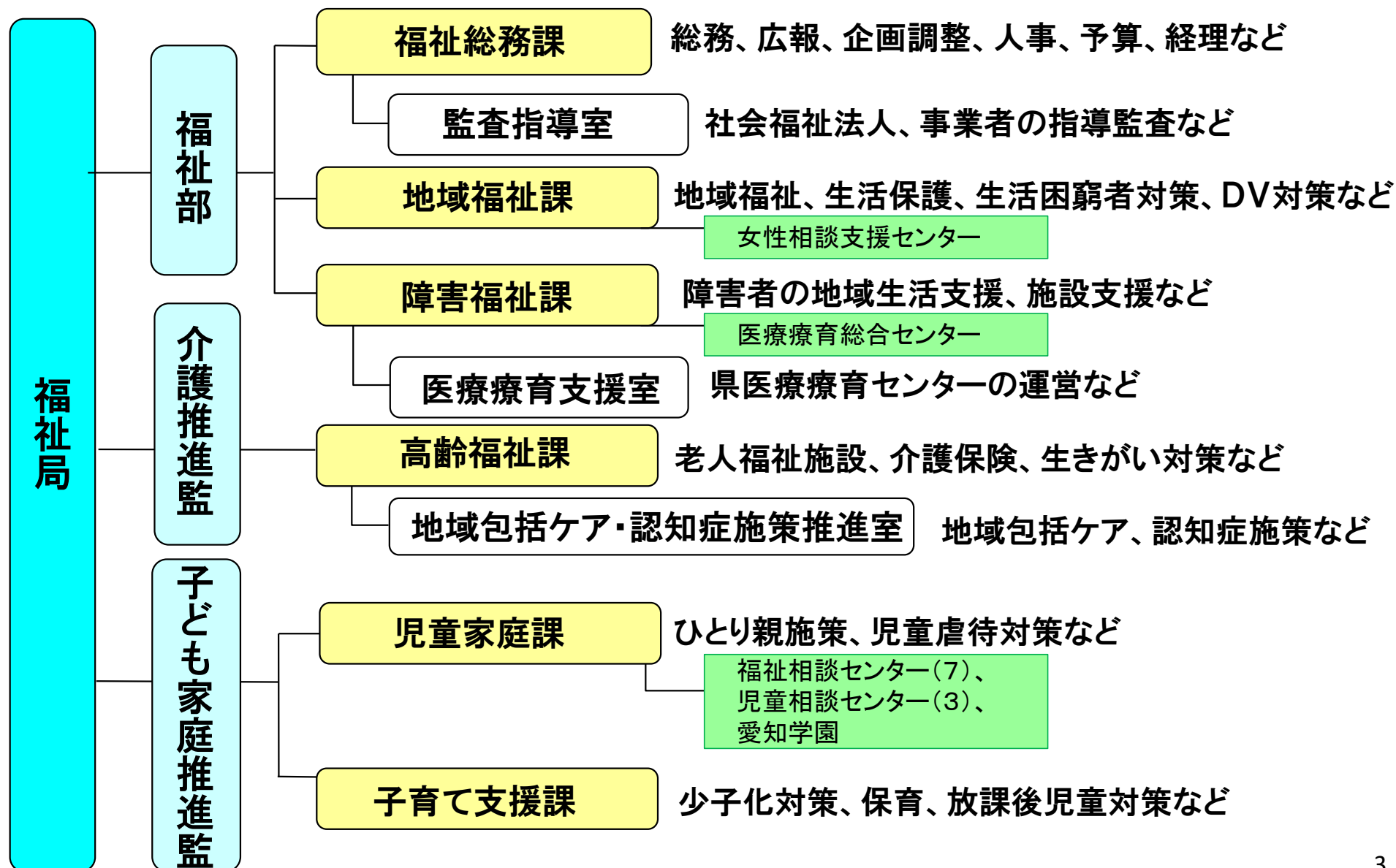
愛知県福祉局福祉総務課

本日の説明項目

1. 福祉局について
2. 福祉を取り巻く社会情勢
3. あいち福祉保健医療ビジョン2026
4. 福祉施策の主な取組内容

1. 福祉局について

県民の福祉を推進し、地域で安心して生活できる社会をつくれます



2. 福祉を取り巻く社会情勢

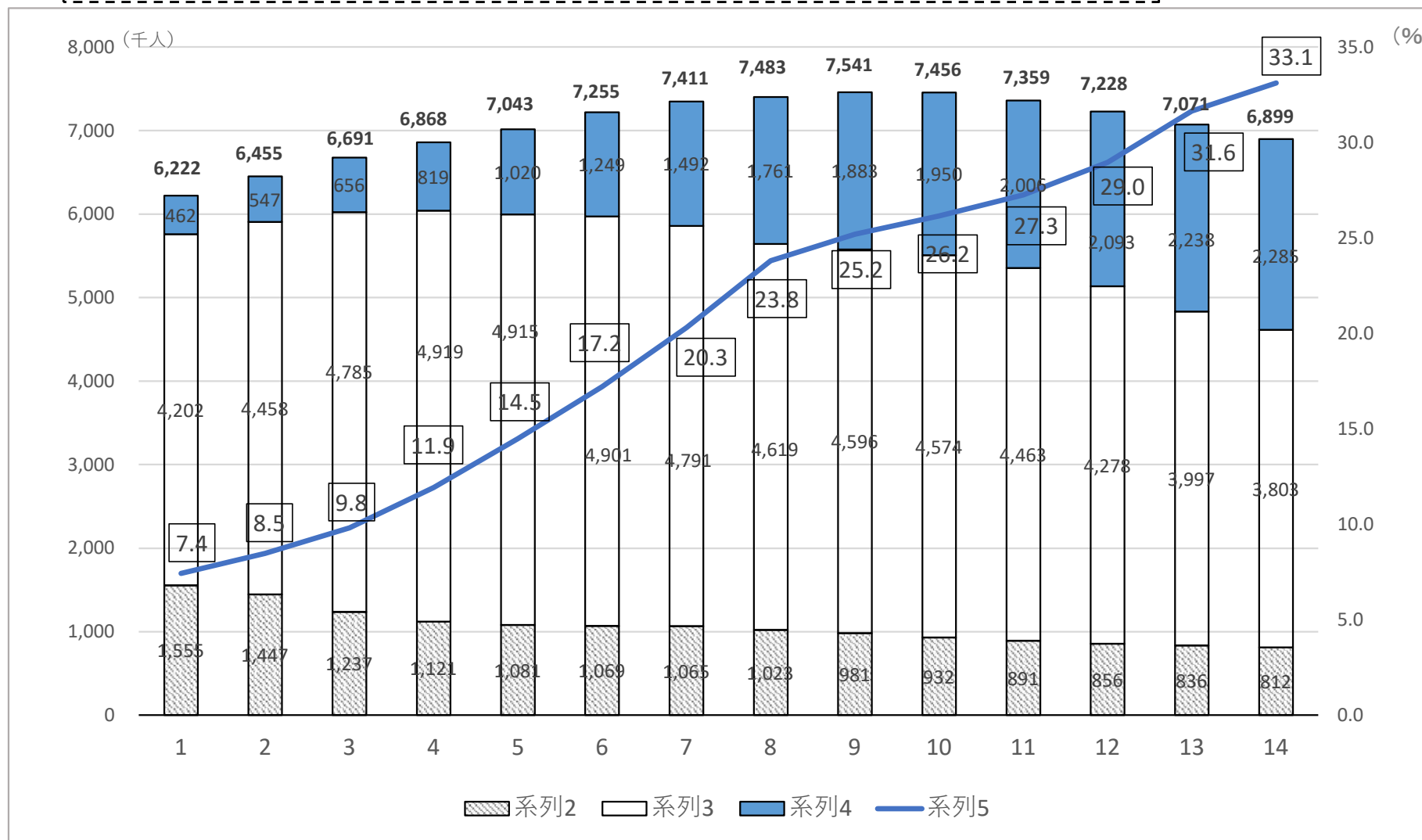
- (1) 人口減少の進行(高齢化・少子化の進行)
- (2) 世帯の多様化、小規模化
- (3) 地域のつながりの希薄化
- (4) 福祉・保健・医療を取り巻く
ニーズの増大、複雑化・多様化
- (5) 先進的技術の革新
- (6) 災害・感染症リスクの増大



(1) 人口減少の進行

◆ 年齢3区分別の人口推計(愛知県)

人口減少の本格化 ⇒ 地域を支える担い手の不足が懸念される

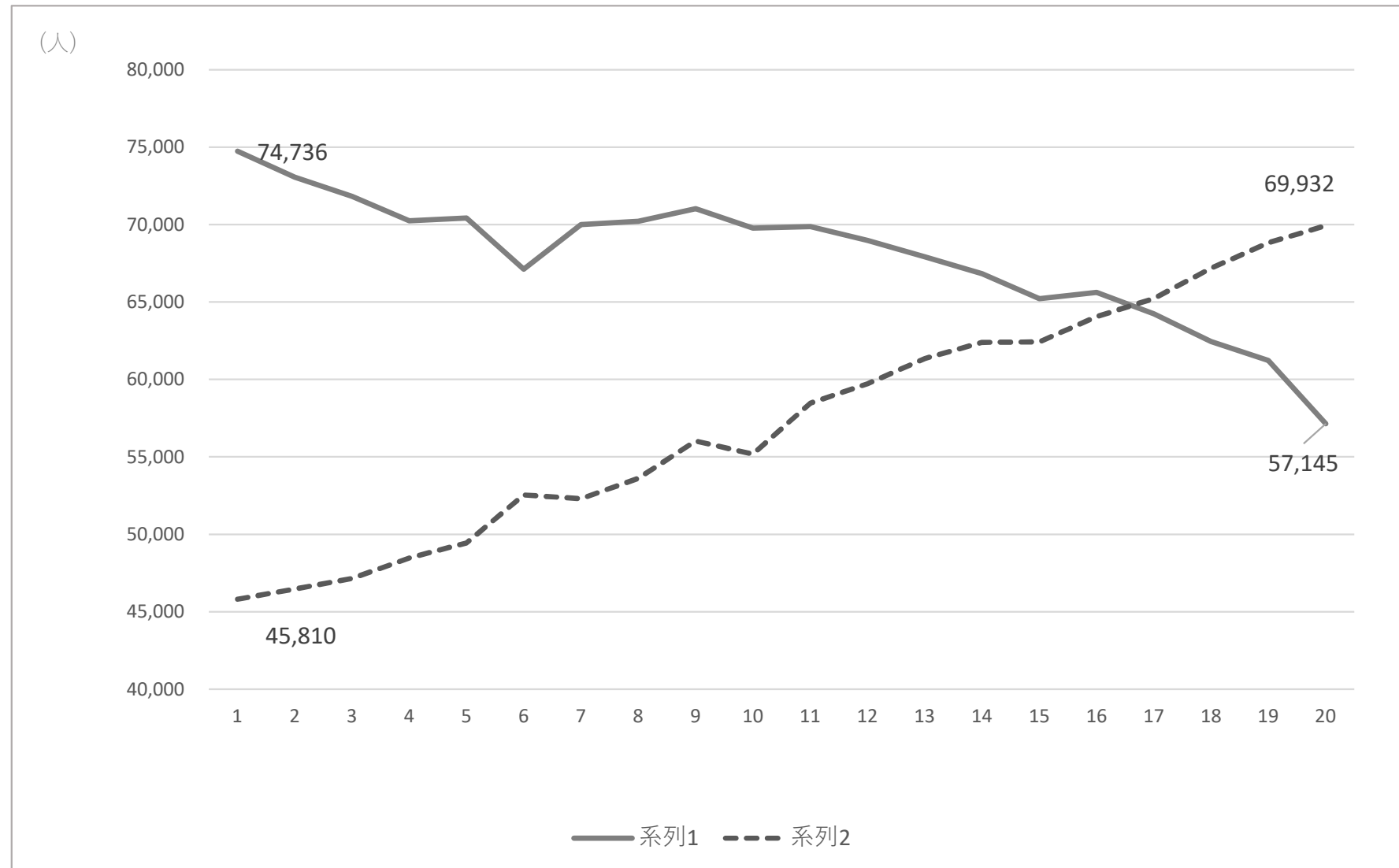


(資料) ～2015「国勢調査」(総務省)、2020「あいちの人口(2020年10月1日現在(推計人口))」(愛知県)、2025～「日本の地域別将来推計人口(平成30 (2018) 年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

注：2020年までの総人口には、年齢不詳を含むため、年齢区分の合計とは一致しない。

◆ 出生数・死亡数の推移(愛知県)

出生数が減少する一方で死亡数は増加

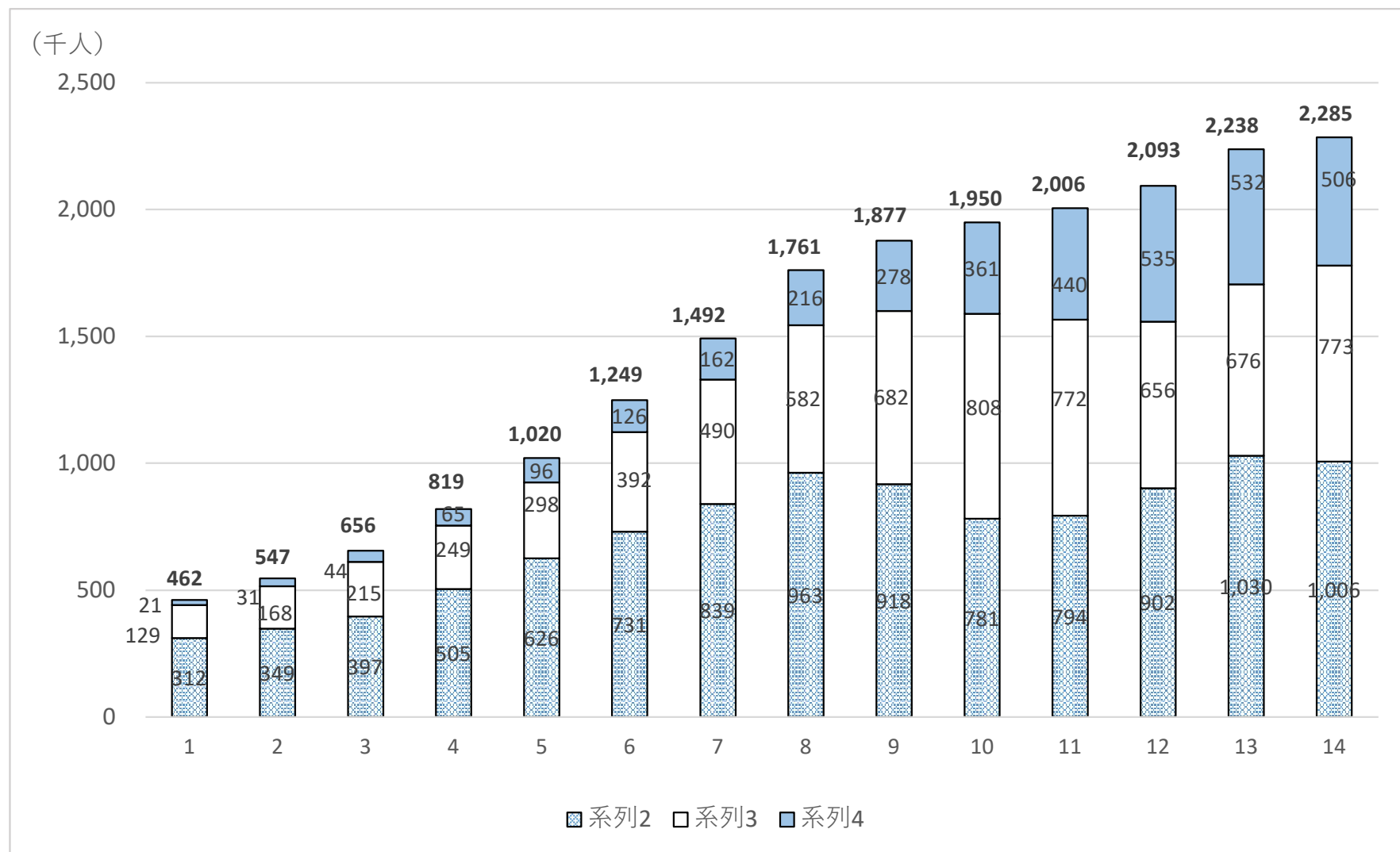


(資料)「愛知県の人口動態統計(2019年)」(愛知県)

≪高齢化の進行≫

◆ 高齢者人口の将来推計(愛知県)

「団塊の世代」が85歳以上となる2035年頃までは、85歳以上人口の大幅な増加

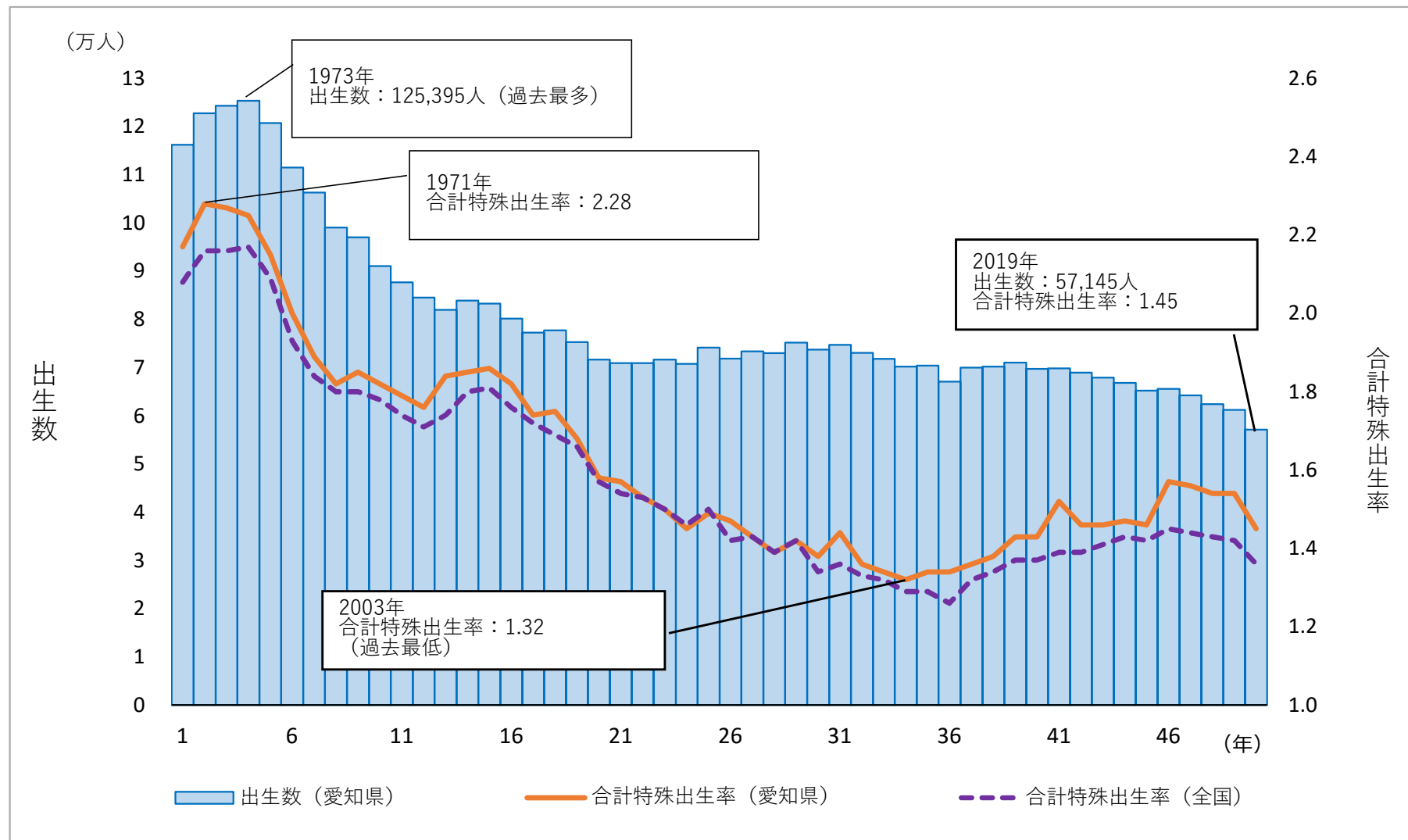


(資料) ～2015「国勢調査」(総務省)、2020「あいちの人口」(愛知県)、2025～「日本の地域別将来推計人口(平成30 (2018) 年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)
 注: 2025年以降は、年齢不詳があん分されている。

《少子化の進行》

◆ 出生数・合計特殊出生率の推移(愛知県)

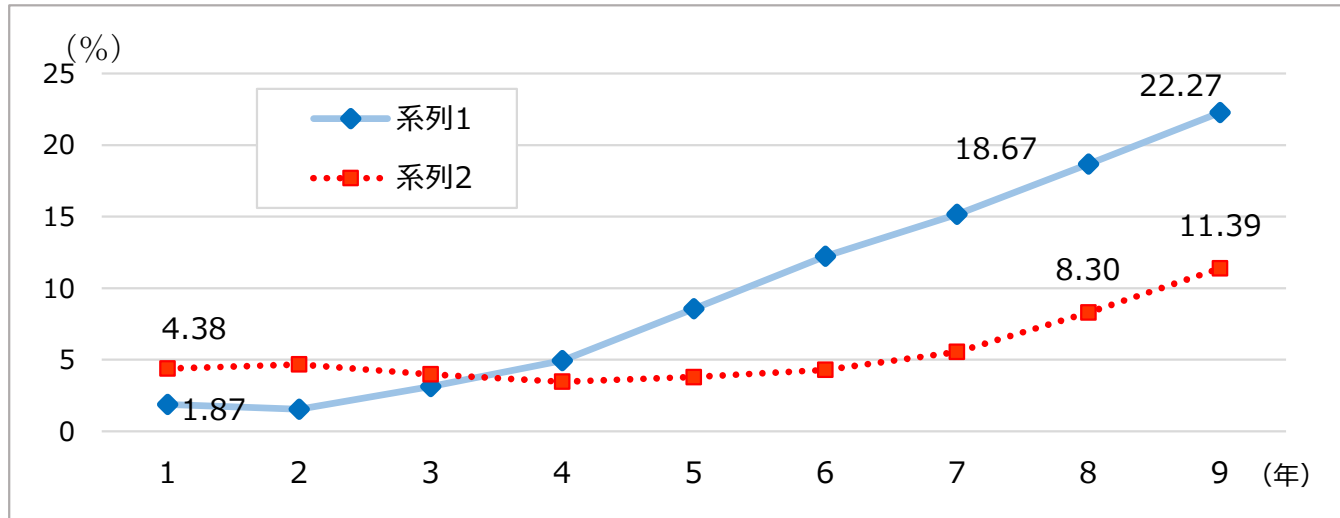
人口維持に必要な合計特殊出生率は2.07



（資料）「都道府県別人口の出生力に関する主要指標 昭和45年～60年」（厚生省人口問題研究所） 「人口動態統計」（厚生労働省）

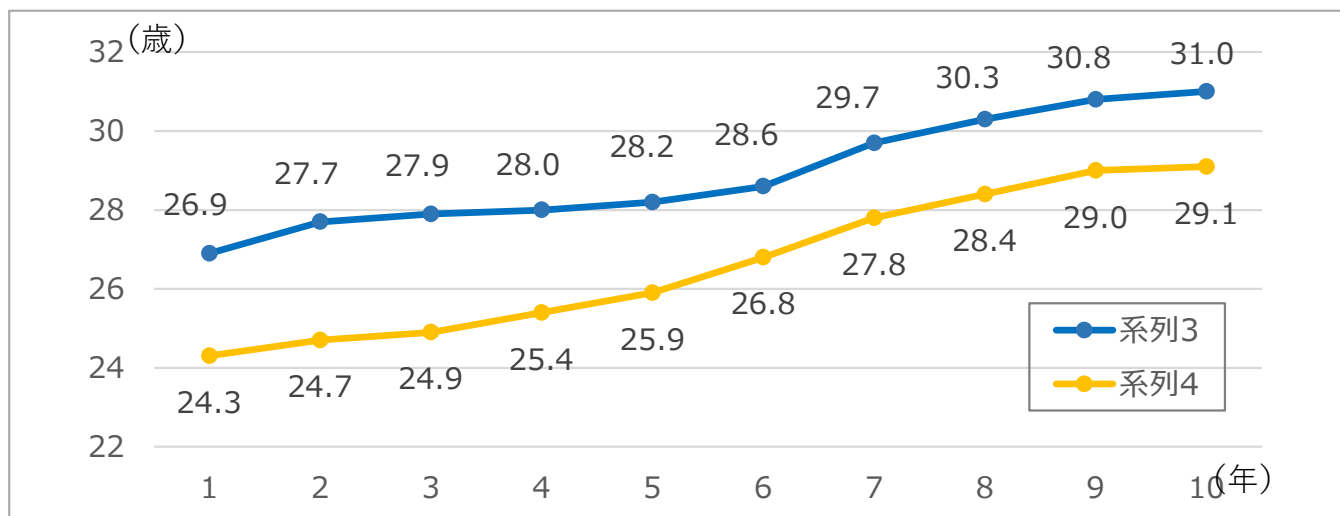
◆ 50歳時の未婚割合の推移(愛知県)

少子化の背景には、未婚化・晩婚化、経済的な不安等の様々な要因がある



(資料)「国勢調査」(総務省)

◆ 平均初婚年齢の推移(愛知県)

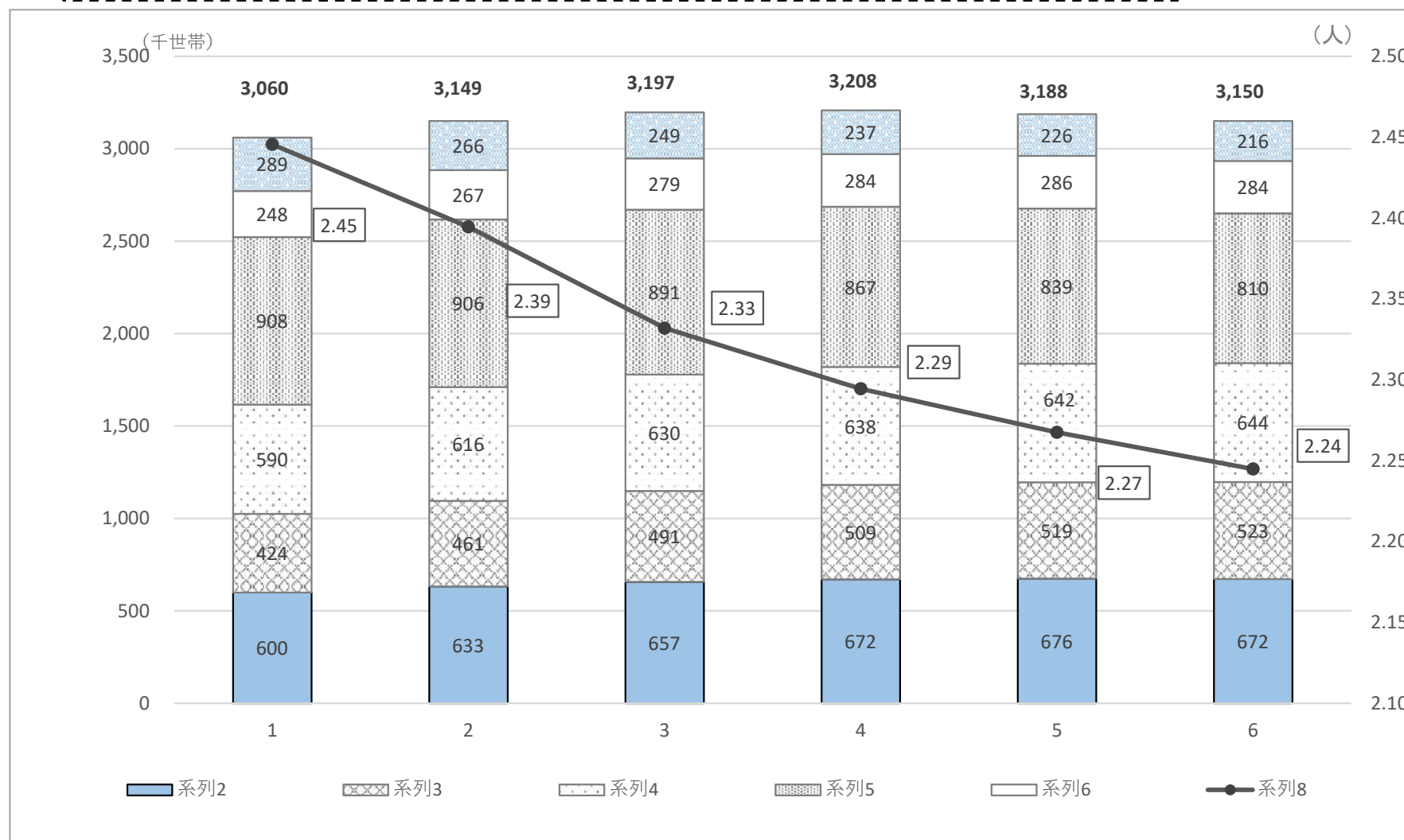


(資料)「人口動態統計」(厚生労働省)

(2) 世帯の多様化、小規模化

◆ 全世帯の将来推計(愛知県)

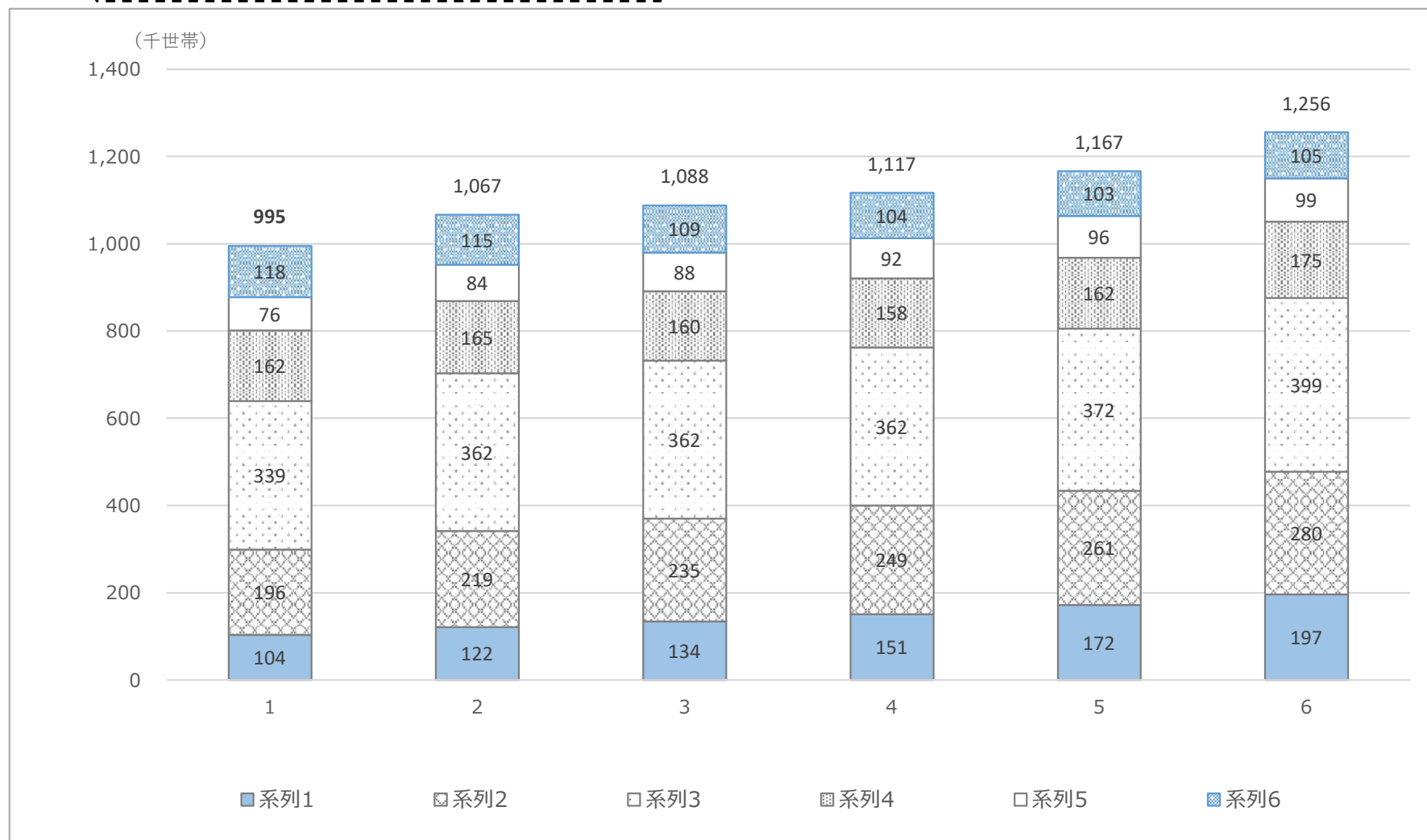
世帯数は概ね横ばい。小規模な世帯の増加



(資料)「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(2019年推計) (国立社会保障・人口問題研究所)

◆ 高齢者世帯(世帯主65歳以上)(愛知県)

一人暮らし高齢者の増加

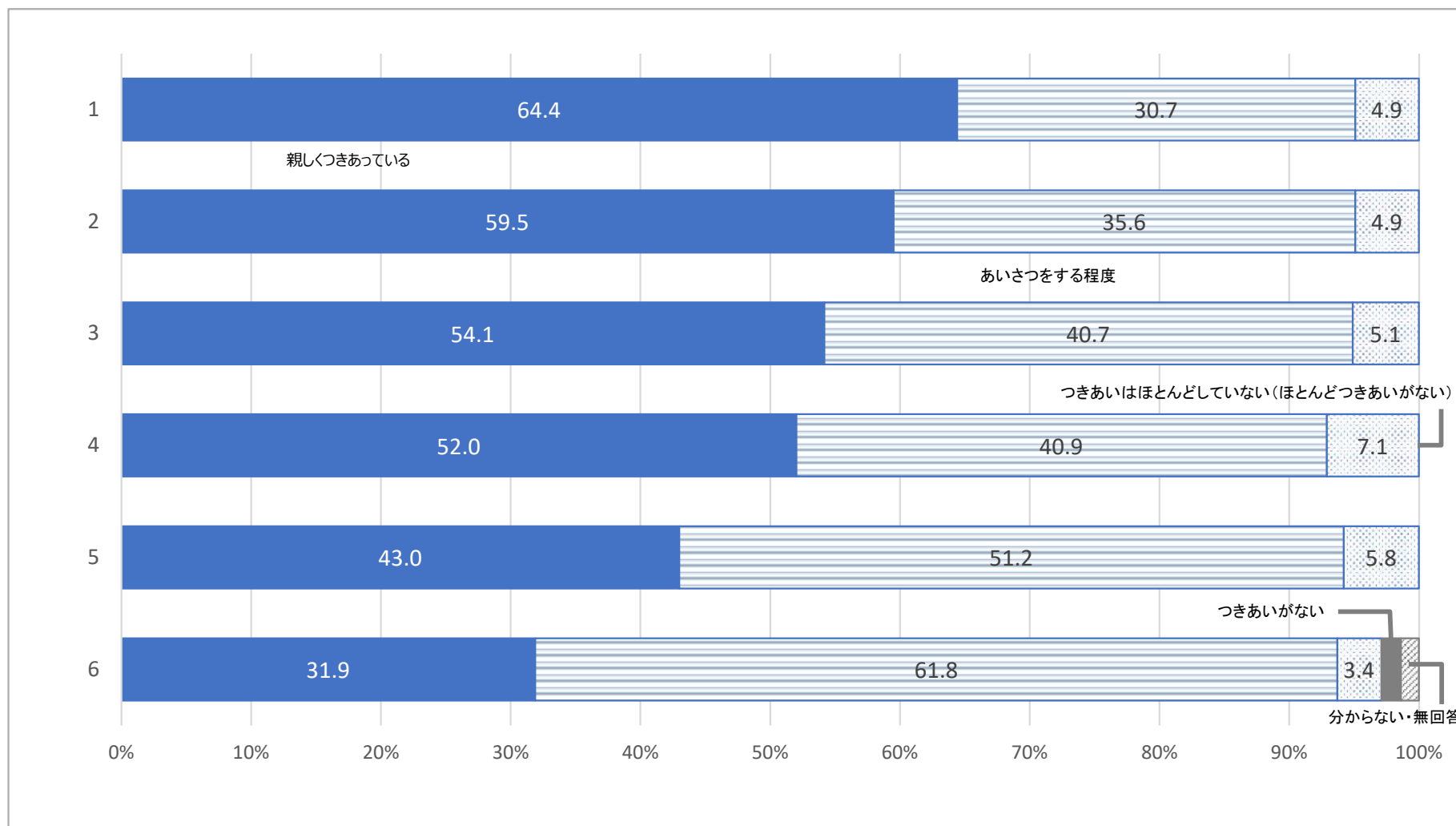


(資料)「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(2019年推計) (国立社会保障・人口問題研究所)

(3) 地域のつながりの希薄化

◆ 高齢者と近隣のつながりの状況

地域社会の担い手の減少



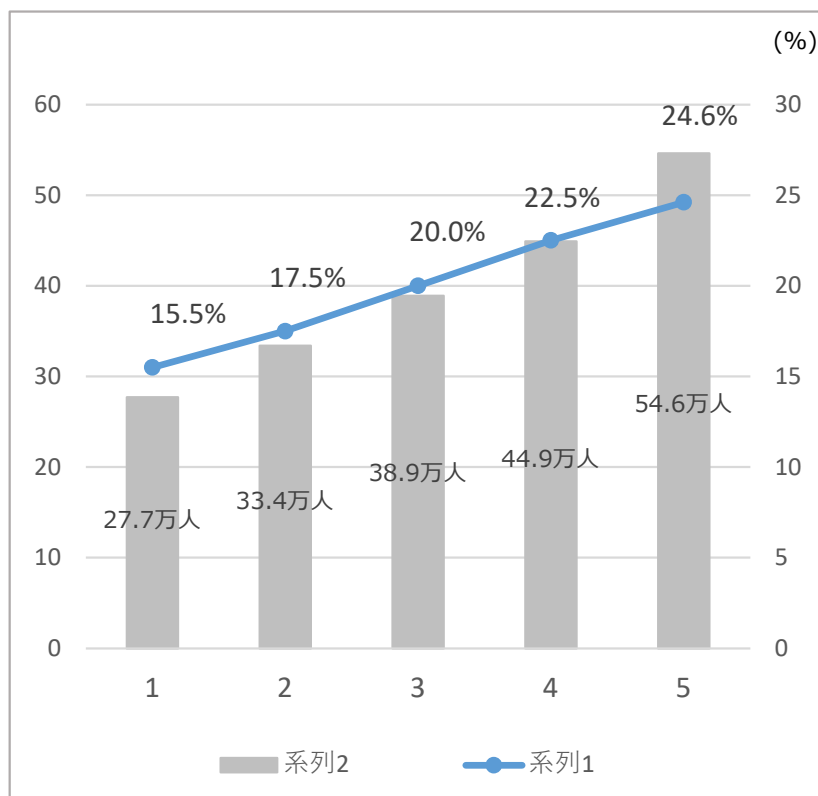
(資料) 2008年以前「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」2014年「高齢者の日常生活に関する意識調査」(内閣府)

(4) 福祉・保健・医療を取り巻くニーズの増大、複雑化・多様化

◆ 認知症高齢者数の推計(愛知県)

◆ 要介護(要支援)者数の推計(愛知県)

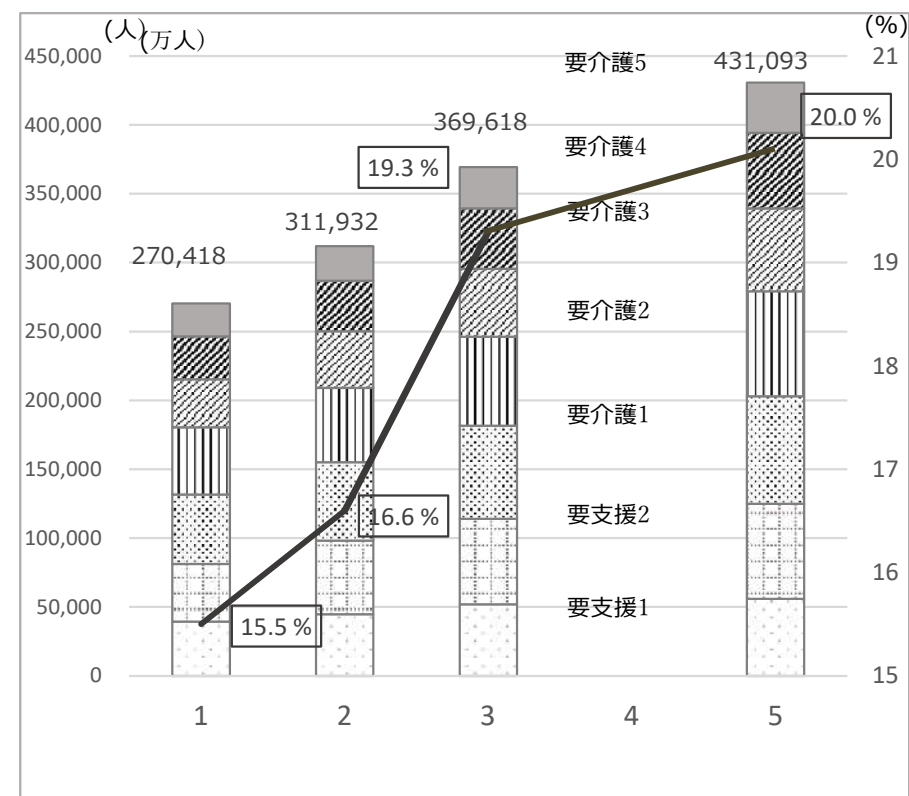
認知症高齢者、要介護(要支援)認定者の増



(資料)「第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画」(愛知県)

注1 有病率：厚生労働省老健局(2015年1月27日公表「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究」)による速報値

注2 認知症高齢者数の推計は、将来推計人口(65歳以上)に上記有病率を乗じた数値

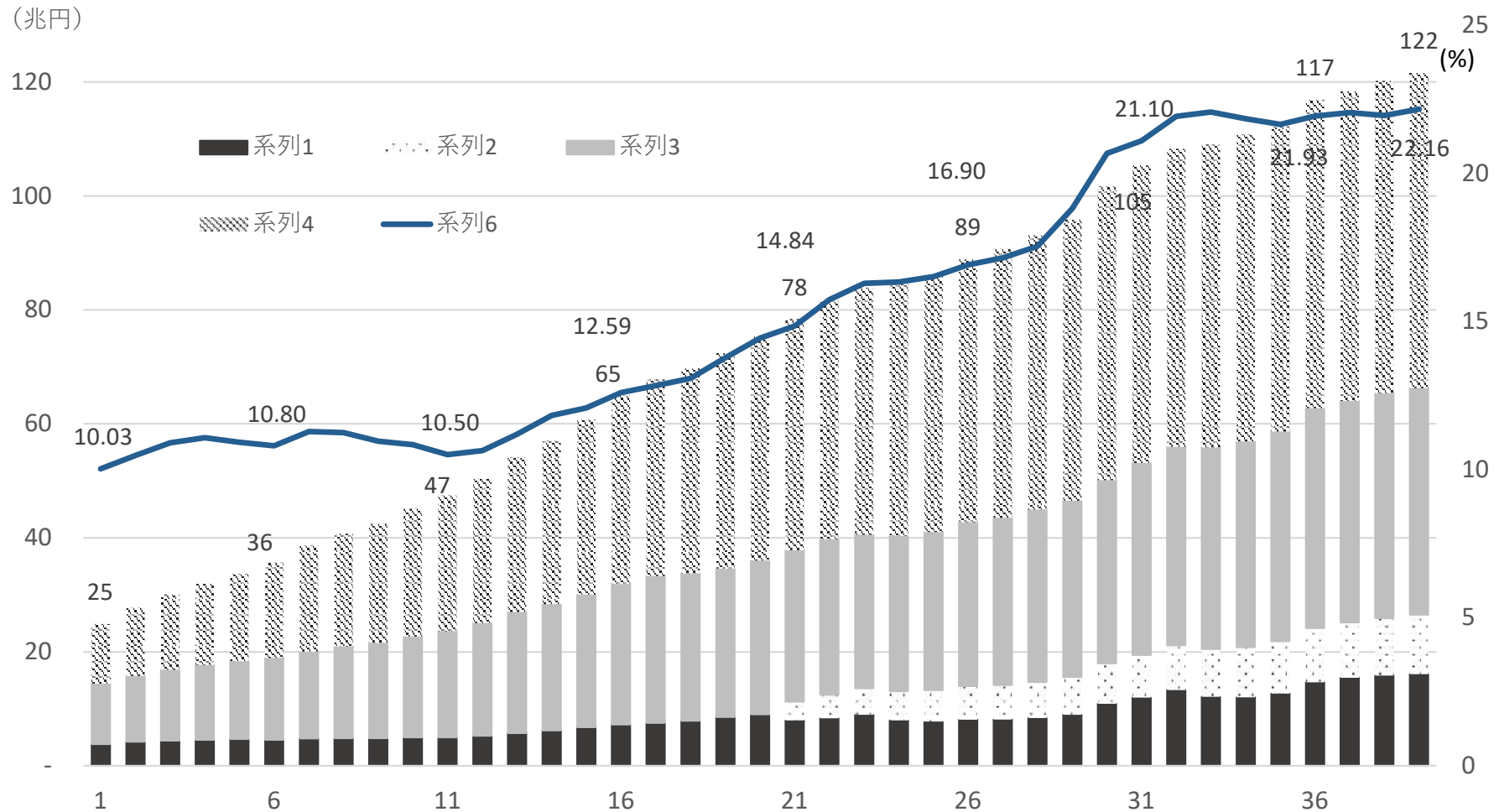


(資料)「第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画」(愛知県)

注：第2号被保険者分は除く

◆ 社会保障給付費の推移

社会保障費の増大

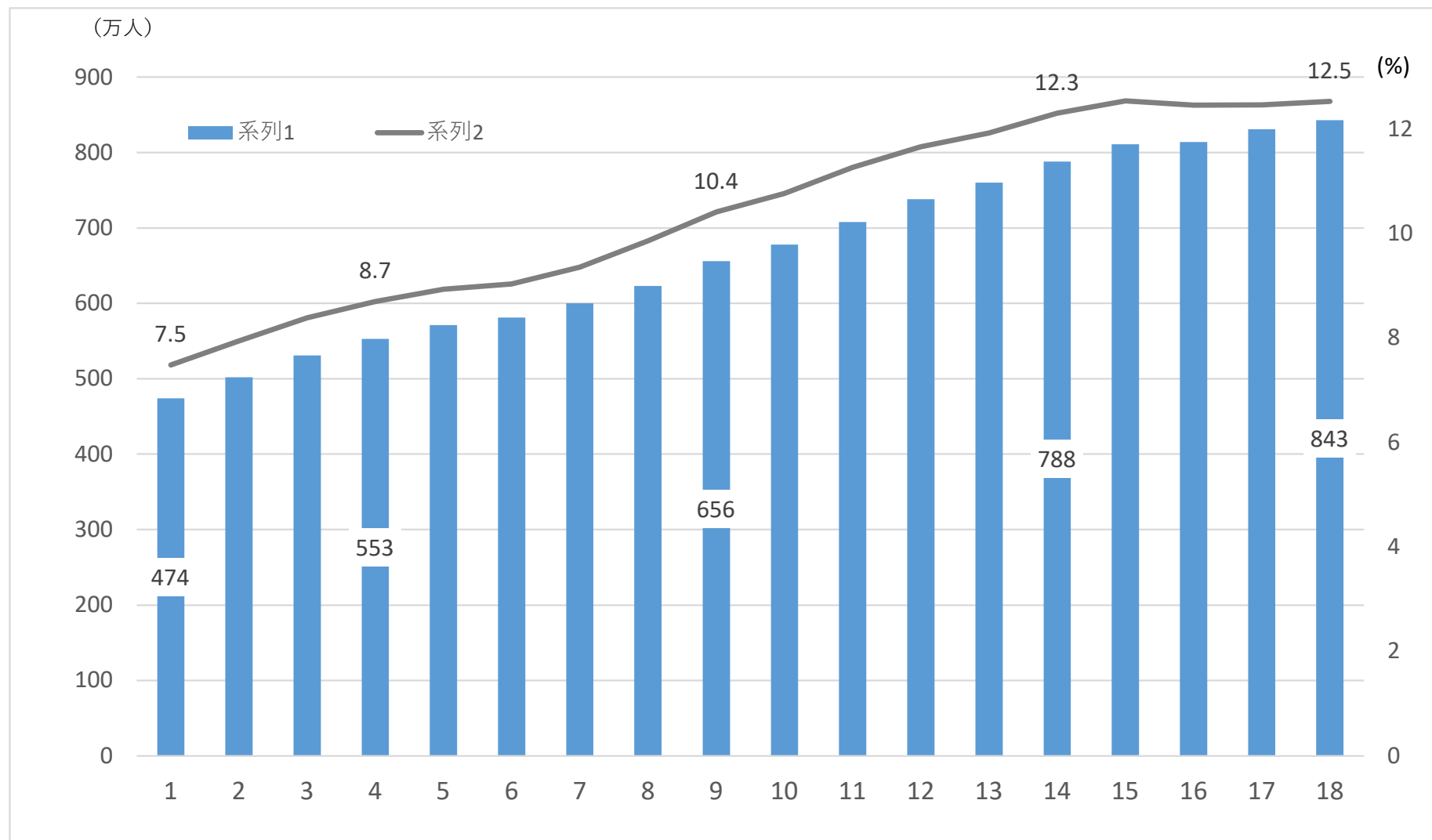


(資料)「平成30年度社会保障費用統計」(国立社会保障・人口問題研究所)

図中の数値は、1980,1985,1990,1995,2000,2005,2010,2015,2018について記載

◆ 医療・福祉の就業者数の推移

医療福祉分野の就業者の増 ⇒ 福祉・保健・医療サービスを提供する人材の確保が課題

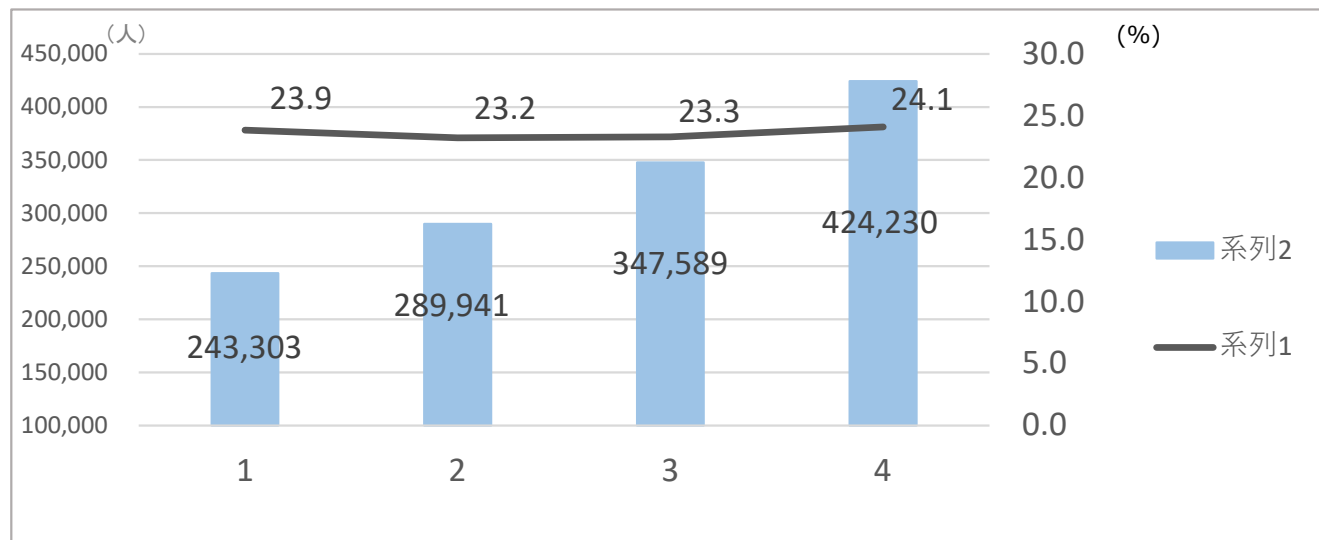


(資料)「労働力調査」(総務省)

≪労働力と働き方の広がり≫

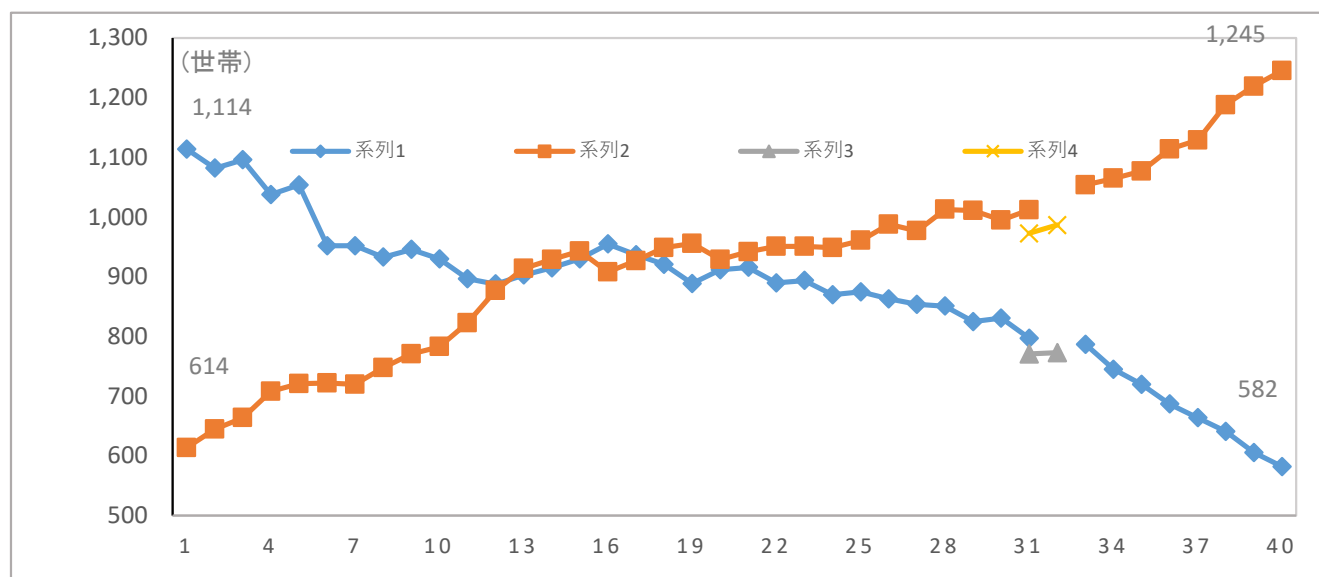
高齢者や女性の労働参加が進んでいる

◆ 高齢者の就労の推移



(資料)「国勢調査」(総務省)

◆ 共働き世帯の推移

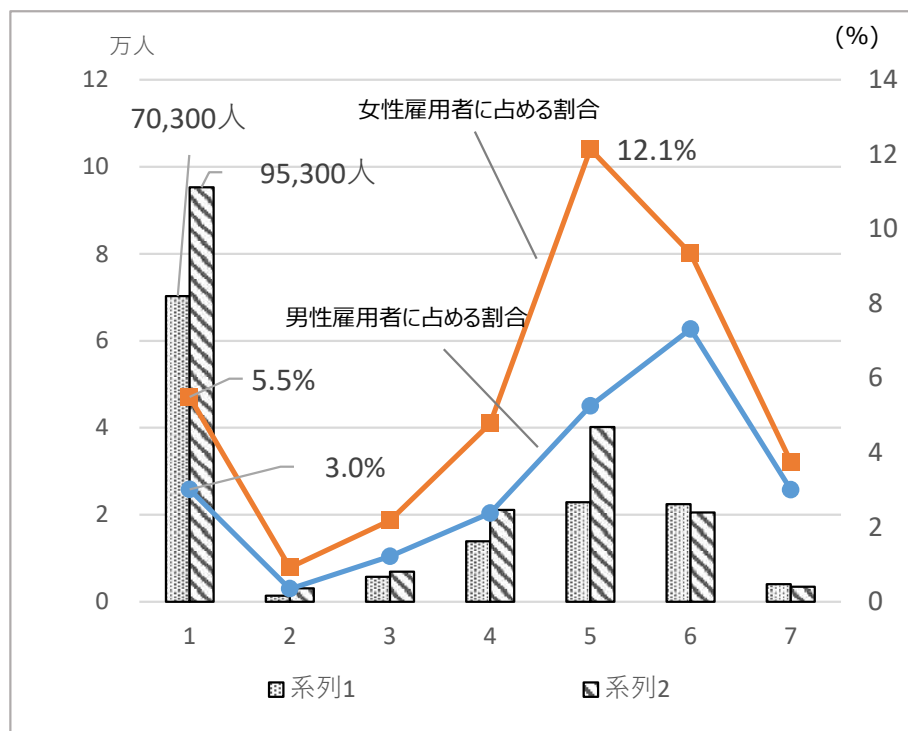


(資料)「国勢調査」(総務省)

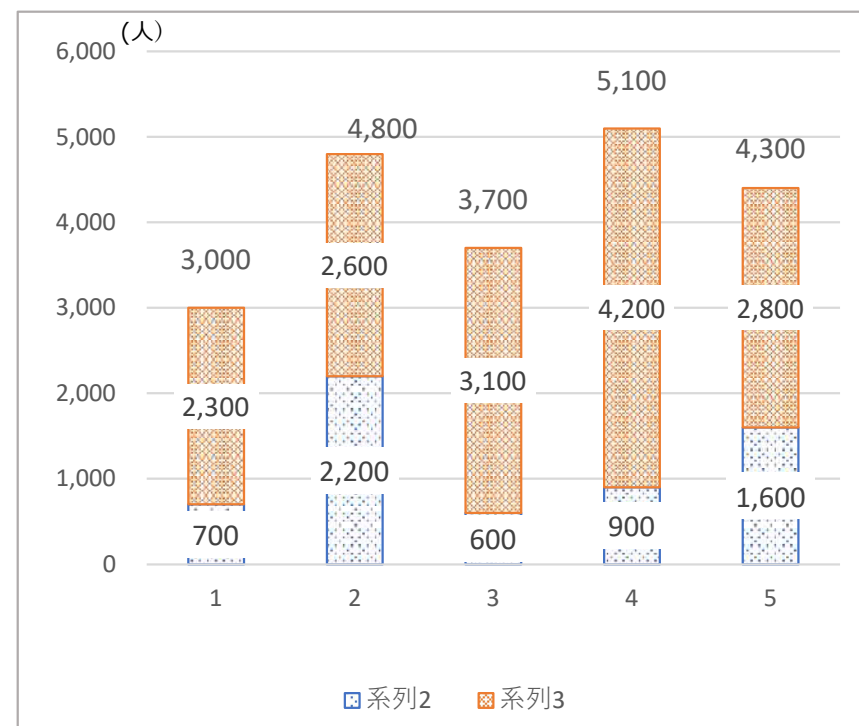
◆ 介護をしている雇用者（愛知県）

◆ 介護・看病のために前職を 離職した人（愛知県）

毎年4～5千人が介護を理由に離職 ⇒ 介護と就労の両立が課題



(資料)「就業構造基本調査」(2017年) (総務省)



(資料)「就業構造基本調査」(2017年) (総務省)

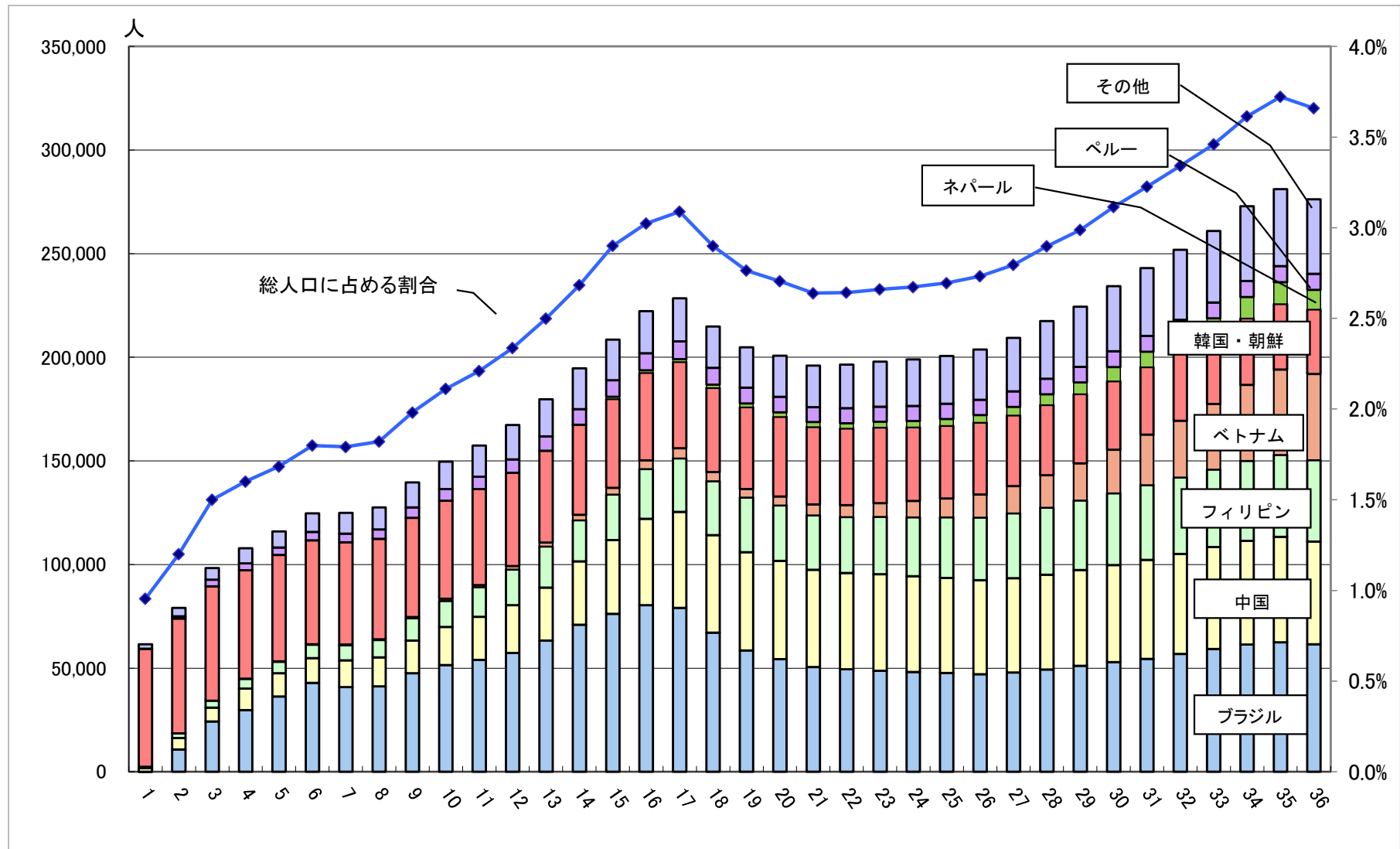
◆ 個人や世帯の抱える課題の複合化、複雑化

8050問題

ダブルケア(介護と子育て etc)

◆ 県内の外国人県民数の推移

外国人住民の増加、多国籍化



(資料)「在留外国人統計」(法務省)

(5) 先進的技術の革新

◆ デジタルトランスフォーメーション(DX)[※]の必要性

※将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して、内部エコシステム(組織、文化、従業員)の変革を牽引しながら、新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。

◆ Society5.0[※]の実現への期待

※内閣府の第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。オンライン化、AI、IoT、ロボット等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく人間中心の新たな社会

(6) 災害・感染症リスクの増大

◆ 南海トラフ地震の発生や、災害の頻発や激甚化への懸念

◆ 新たな感染症への対応

3. あいち福祉保健医療ビジョン2026

(1) 策定の基本的な考え方

(2) 基本的な視点

(3) 主要な施策の方向性



(1) 策定の基本的な考え方

1) 策定の経緯

- 今後、本格的な人口減少の進行、家庭や地域社会の変容などにより、福祉・保健・医療を取り巻く課題やニーズはより一層増大、複雑化・多様化の見込。
- 社会状況の変化に的確に対応するため、2021年3月に策定。

2) ビジョンの性格と位置付け

- 本県の福祉・保健・医療施策全体の方向性を示す基本指針。
- 各分野の個別計画の上位計画とし、分野の横断的・重点的な取組の方向性を示す。
- 社会福祉法第108条に基づく「都道府県地域福祉支援計画」として位置付け。

3) 計画期間

- 「団塊ジュニア世代」が全て高齢者（65歳以上）となる2040年を展望し、主な計画等と整合性を図るため、2021年度から2026年度までの6年間を計画期間とする。

(2) 基本的な視点

世代や分野を超えて、多様な主体が参画し地域を共に創っていく「地域共生社会」、一人ひとりがその人らしく活躍する「すべての人が輝くあいち」を目指し、様々な取組を進めるうえで、共通して必要となる考え方を整理

視点1
共に支え合う地域づくり

視点2
**本人・世帯を主体とした
包括的支援**

視点3
予防・早期対応の重視

視点4
適切な役割分担と連携

(3) 主要な施策の方向性

第1節 共に支え合う地域づくり

1) 分野にとらわれない包括的支援の推進

- 市町村における重層的支援体制の整備
- 生活困窮者への包括的支援体制
- ひきこもり状態にある人への支援
- 自殺対策の推進

2) 一人ひとりの尊厳を尊重した社会づくり

- 障害のある人への差別解消
- 新型コロナウイルス感染症への理解促進
- 権利擁護の推進
- DVの防止・被害者支援

3) 地域を支え活躍する人づくり

- 住民の地域活動への参加促進
- 地域における高齢者の活躍促進
- 社会福祉協議会やNPO等の地域づくりを担う団体への支援

4) 共に支える意識の醸成と環境づくり

- 障害のある人や認知症の人等への理解の促進
- 社会全体で子育てや健康づくりを支援する機運の醸成
- 人にやさしい街づくりの推進

第2節 安心・安全な暮らしを支えるサービスの充実

1. 子ども・子育て支援



はぐみん

(愛知県の子育て・子育て応援
マスコットキャラクター)

(1) 結婚・出産を支える基盤づくり

- 若者の就労支援
- 結婚を希望する人への支援
- 周産期医療体制の充実

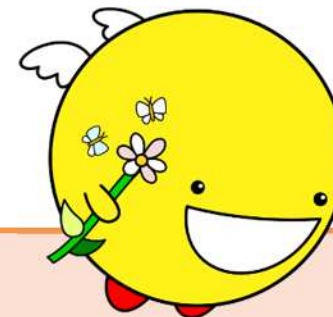
(2) 子ども・子育て家庭への切れ目ない支援

- 地域における子育て支援力の向上
- 保育の受け皿の拡充と保育人材確保
- 放課後児童対策の推進

(3) 配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援

- 子どもの貧困対策
- ひとり親家庭への支援
- 児童虐待対策の推進
- 社会的養育の体制整備

2. 健康寿命の延伸



エアフィー

(愛知県健康づくり応援
キャラクター)

(1) 生活習慣の改善による健康づくり

- 健康的な生活習慣に関する知識の普及
- 受動喫煙対策の推進
- 健康づくりに取り組む環境整備

(2) 疾病予防・重症化予防

- 生活習慣病の発症予防に関する知識の普及
- 健診受診率向上に向けた取組
- こころの健康の保持・増進

(3) フレイル予防・介護予防・認知症予防

- 高齢者の生きがいと健康づくりの推進
- 介護予防・認知症予防の推進
- 保健事業と介護予防の一体的な実施

3. 医療・介護提供体制の確保



(1) 質の高い医療を受けられる体制の確保

- がん医療や循環器病など疾病に応じた医療提供体制の確保

あいちオレンジタウン
構想スローガン

(2) 高齢化に対応した医療・介護提供体制の確保

- 地域包括ケアシステムの構築、病床の機能分化・連携の推進
- 在宅医療の推進、介護サービス基盤等の整備、認知症施策の推進

(3) 医療・介護を支える人材の確保

- 医師・看護師等医療従事者の確保・育成、介護人材の確保・育成

(4) 大規模災害や感染症への備え

- 災害時保健・医療、福祉提供体制の確保
- 新型コロナウイルス等の感染症の拡大防止対策の推進

4. 障害者支援

(1) 障害のある人の生活支援

- 住まいの確保や相談支援体制の充実等自立生活の支援
- 障害のある人の保健・医療の推進
- 障害のある子どもへの支援
- 意思疎通支援の充実

(2) 障害のある人が活躍できる機会の充実

- 就労に向けた支援・雇用促進
- 特別支援教育の充実
- 文化芸術活動やスポーツの推進



あいちアールブリュットロゴマーク

4. 福祉施策の主な取組内容

- (1) 結婚を希望する人への支援
- (2) 保育の受け皿の拡充
- (3) 『子どもの貧困』対策
- (4) 児童虐待対策の推進
- (5) 地域包括ケアシステムの構築
- (6) 認知症施策の推進
- (7) 障害のある人への支援
- (8) 重症心身障害児入所施設の整備
- (9) ヤングケアラーへの支援
- (10) 困難な問題を抱える女性への支援

(1) 結婚を希望する人への支援

- 「少子化に関する県民意識調査」(2023年度実施)によると、未婚者のうち、約7割が「いずれ結婚するつもり」と回答。
- 独身にとどまっている理由を見ると、「結婚したい相手にめぐり会わない」という理由が最多。
- 希望する人が希望する時期に結婚できるよう、出会いの機会を提供するとともに、出会いから成婚までの伴走型のサポートを実施。

① 県主催婚活イベントの開催(継続)

- 定員400人の大規模婚活イベントを開催

◆「モリコロパークde大規模婚活2024」リーフレット(2024)

② 民間婚活イベントへの支援(継続)

- 「出会い応援団」(婚活イベントを企画する団体として県に登録したもの)が実施する婚活イベントに対して助成

③ 市町村婚活イベントへの支援(新規)

- 市町村が開催する婚活イベントへ助成

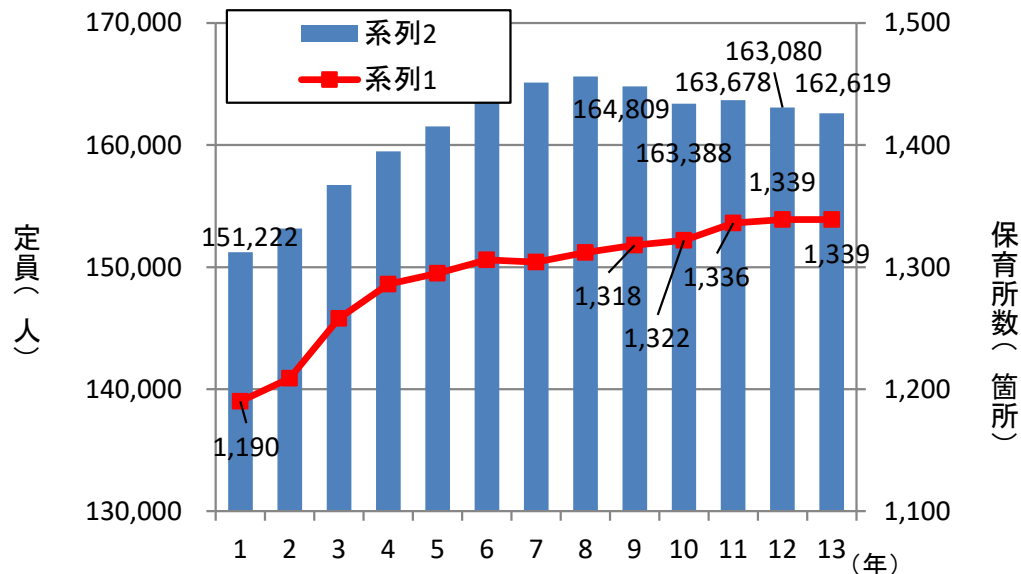
④ あいち結婚サポートセンター(愛称「あいマリ」)の開設(新規)

- 会員登録制、オンライン型のあいち結婚サポートセンターを2024(令和6)年11月1日から開設
- AIを活用したマッチングシステムや相談支援等を実施
- あいち結婚サポートセンターにコンシェルジュを配置し、市町村等に情報面・技術面の支援等を実施

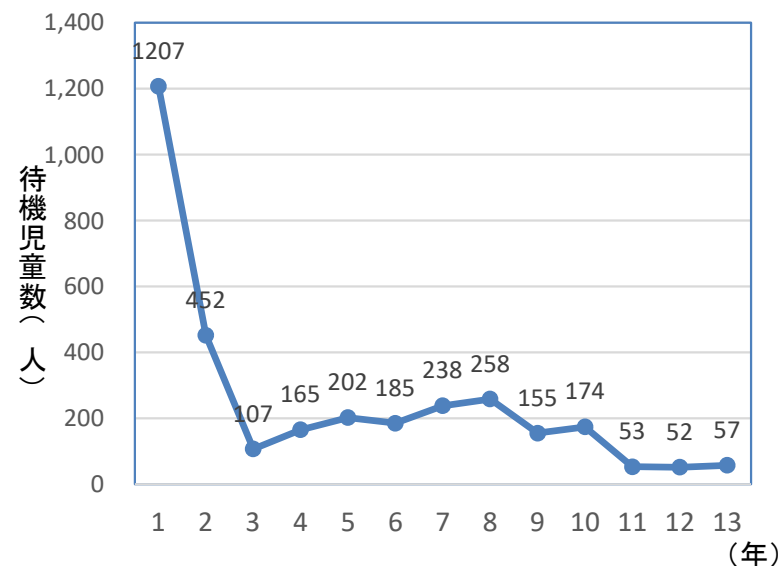


(2) 保育の受け皿の拡充

保育所の定員及び箇所数の推移(愛知県)

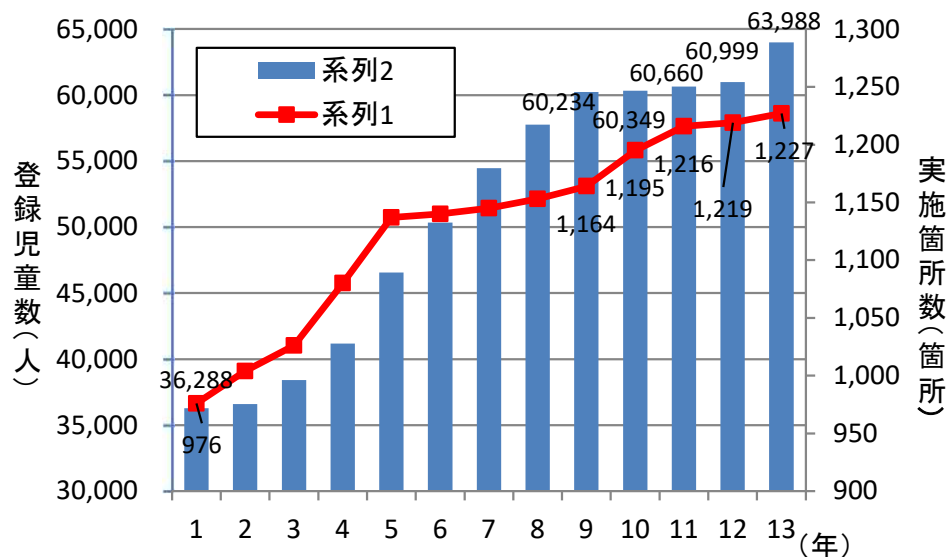


保育所の待機児童数(愛知県)

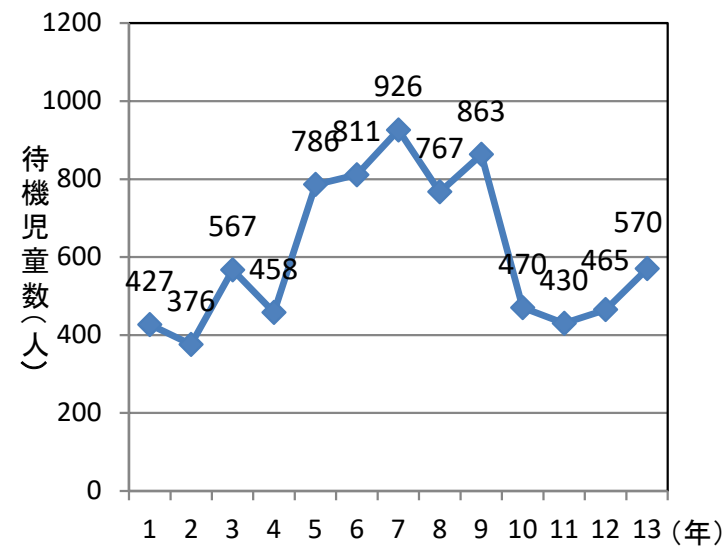


資料 左グラフ:厚生労働省「福祉行政報告例」、「定員」は認可定員(各年4月1日現在)、右グラフ:こども家庭庁「保育所等関連状況とりまとめ」(各年4月1日現在)

放課後児童クラブ数及び登録児童数の推移(愛知県)



放課後児童クラブの待機児童数(愛知県)



資料 厚生労働省、こども家庭庁「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)実施状況」※箇所数、登録児童数、待機児童数は各年5月1日現在(R2のみ7月1日現在)

○子ども・子育て支援法に基づき、幼児教育・保育の総合的な推進を図るとともに、地域の子育て支援事業の着実な推進を図る。

①子どもの年齢や親の就労状況に応じた多様な支援を提供

○私立認定こども園や私立保育所に加え、新制度に移行する私立幼稚園に対する運営費を給付 ※R6当初予算か所数(R5当初予算か所数)

・私立認定こども園 271か所(257か所) ・私立幼稚園 71か所(53か所) ・私立保育所 659か所(656か所)

②待機児童の解消や子どもが減少傾向にある地域の保育の支援

○少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行い、身近な地域での保育機能を確保

・家庭的保育事業 23か所(25か所) ・小規模保育事業 348か所(346か所)
・事業所内保育事業 22か所(23か所) ・居宅訪問型保育事業 4か所(0か所)

- ◆家庭的保育事業
家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)のきめ細かな保育を実施
- ◆小規模保育事業
少人数(6人~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施
- ◆事業所内保育事業
会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を実施
- ◆居宅訪問型保育事業
住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

③全ての子育て家庭に対する地域の子育て支援の一層の充実

○地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

○「小1の壁」の解消を図るため、放課後児童クラブを充実

・新たに放課後児童クラブを整備する費用を補助 18か所(1か所)
・小学校の余裕教室等の既存施設を改修して
放課後児童クラブを整備する費用を補助 28か所(35か所)

④保育所等の整備促進

○保育所及び認定こども園の整備促進

・保育所を整備する費用を補助 3か所(1か所)

- ◆認定こども園
幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設



(3)『子どもの貧困』対策

- 「子どもが輝く未来へのロードマップ」(2018.2月)に基づき、子どもの貧困対策を推進
- 「子どもが輝く未来基金」を創設(2019.3月)し、対策を充実・強化

◆子どもの貧困調査(2016年12月実施)

【愛知子ども調査】(有効回収数 23,757人)

- 対象:小1の保護者、小5及び中2の保護者と子ども
- 子どもの貧困率
5.9%(全国の貧困線122万円)【全国13.9%】
9.0%(県独自の貧困線137.5万円)

【ひとり親家庭等実態調査】(有効回収数 1,524人)

- 対象:母子世帯、父子世帯、寡婦世帯
- 子どもの貧困率
52.9%(全国の貧困線122万円)【全国データなし】
65.5%(県独自の貧困線137.5万円)

◆2024年度の実施例

教育の機会の均等

- ・生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援、居場所の提供
実施市町村数(2020:40市町 ⇒ 2022(目標):全市町村)※ 2024.4月 44市町

- ・児童養護施設等で生活する児童への大学等進学に要する準備金の支給

健やかな成育環境

- ・子ども食堂の支援
(開設経費等の助成)
子ども食堂の数 ※市町村把握数
(2020:175⇒ 2022(目標): 200)
※2024.5月 518か所(目標達成)

支援体制の充実

- ・愛知県社会福祉協議会において学習支援ボランティアを養成
学習支援ボランティア登録者数
(2018.3月 登録開始
⇒2022(目標): 500人)
※ 2024.4月 409人

- ・市町村立小中学校へのスクールソーシャルワーカー配置を助成
スクールソーシャルワーカーの配置市町村数(2020: 32市町 ⇒ 2022(目標): 全市町村)

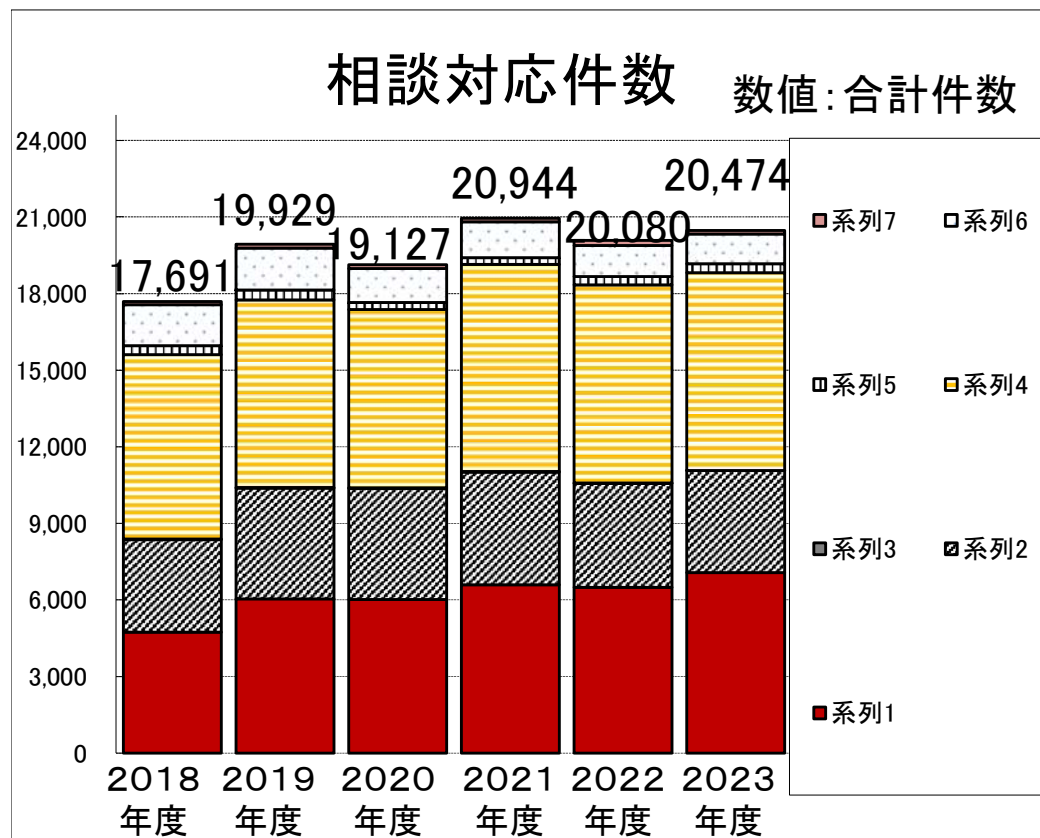
(4) 児童虐待対策の推進

① 児童相談センターの体制強化

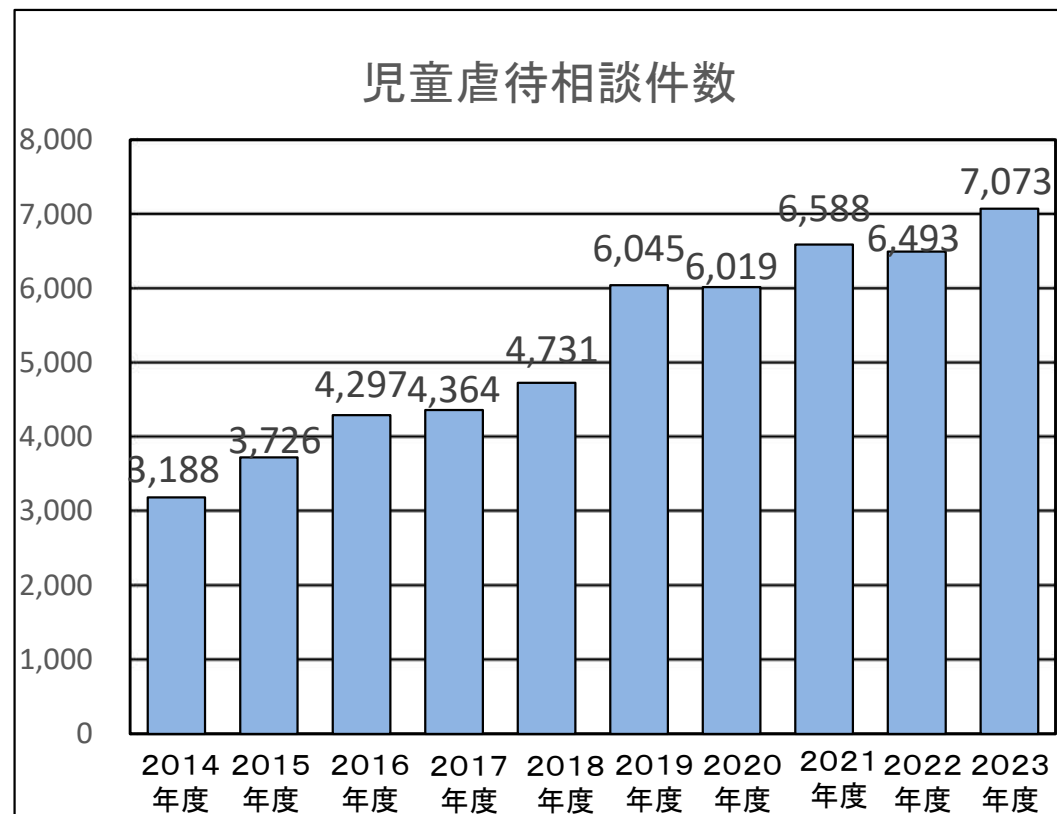
- ・愛知県(名古屋市除く)は児童福祉の中核的専門機関である児童相談センターを10か所設置しており、児童問題の相談に対応するとともに必要のある場合は児童の一時保護を実施している。
- ・近年増加傾向にある児童虐待相談に対応するため、専門職員の人材確保に取り組むとともに、児童を一時保護所等へ移送するための職員を新たに配置するなど対応力の強化に努めている。

(近年の相談対応件数推移)

・児童相談センターが受け付けた相談件数全体の推移



・左図のうち、児童虐待相談件数の推移



② 市町村等への支援

・市町村支援児童福祉司の配置

→市町村による相談支援の体制強化に向け、各市町村の相談支援活動に対し助言を行う児童福祉司を配置。

・子ども家庭総合支援拠点設置促進事業

→市町村による子ども家庭総合支援拠点の設置促進と円滑な運営を支援するため、運営支援会議を開催し、自治体の取組紹介や情報交換を実施。

③ 関係機関等との連携の推進

・関係機関連絡調整会議の開催

→各児童相談センターにおいて、児童虐待の早期発見・対応や困難な事例に対応するための会議を開催。

市町村児童福祉主管課、教育委員会、警察、医療機関等の関係機関との情報交換・虐待事例の検討を実施。

・児童相談所と警察の情報共有

→児童虐待の未然防止、早期対応を図るため、児童相談所は児童虐待通告として受理した情報を警察に提供。
(2023年度情報提供件数:7,888件、うち重篤事案130件)

④ 相談体制の整備

・電話相談

○「児童相談所虐待対応ダイヤル」

児童相談所において、虐待相談等に24時間365日対応する。

○「子ども・家庭110番」

子どもや子育てに関する悩みや問題等に対し、家庭支援相談員による電話相談を実施。

・SNS相談

○「親子のための相談LINE」

子育ての不安や親子関係の悩み等に対し、SNSによる相談を実施。

・児童虐待防止啓発事業

・児童虐待防止のシンボルマークである「オレンジリボン」を掲載した啓発グッズを作成し、入学説明会の際に小学校新1年生・保護者へ配布。

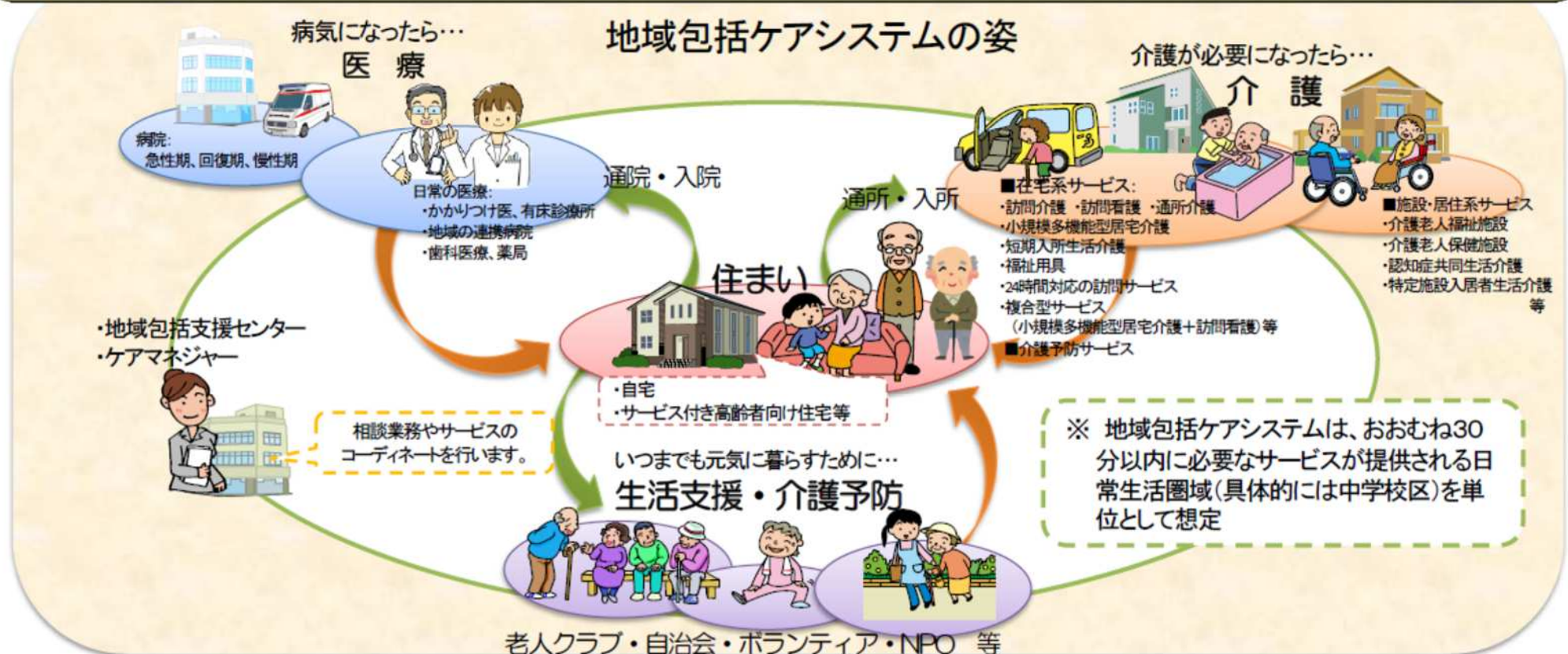
・「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間」である11月に、駅構内のデジタルサイネージ広告やYouTubeインストリーム広告での啓発動画の配信や、県本庁ライトアップ等のオレンジリボンキャンペーンを実施。



(5) 地域包括ケアシステムの構築

(厚生労働省資料)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



(6) 認知症施策の推進

○「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立(2023年6月)

目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進
⇒認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(＝共生社会)の実現を推進

基本理念

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

あいちオレンジタウン推進計画 ～認知症に理解の深いまちづくりの実現を目指して～

概要

- ✓ 認知症基本法及び愛知県認知症施策推進条例に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的方針等を定める計画(計画期間 2024-2026)を2024.3月に策定。
- ✓ 第9期愛知県認知症高齢者福祉保健医療計画の一部にも位置付け、認知症施策を推進。

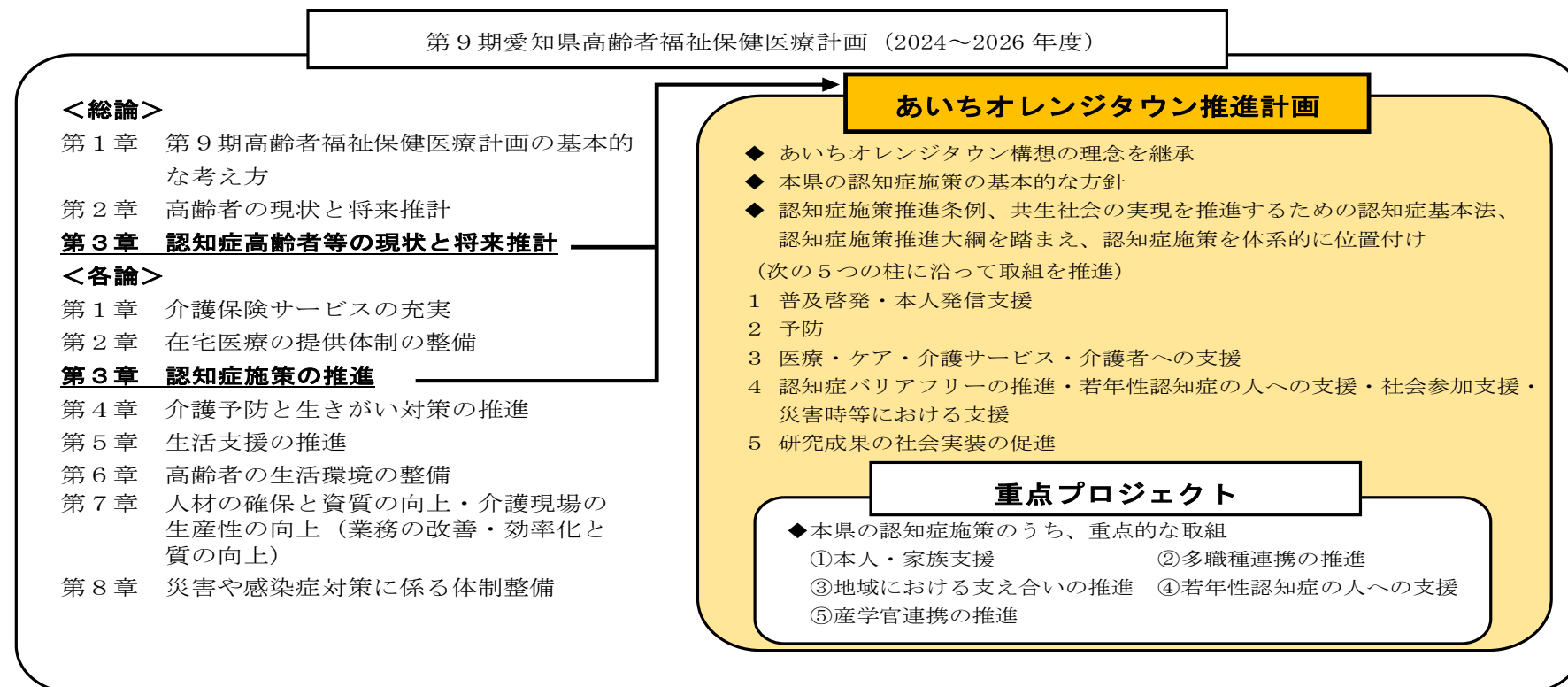
基本理念

地域で暮らし、学び、働く人々が、「認知症に理解の深いまちづくり」に「じぶんごと」として取り組む社会の実現

スローガン

認知症じぶんごと ONEアクション

■ あいちオレンジタウン推進計画関係のイメージ図



あいちオレンジタウン推進計画

✓ 認知症施策のうち重点的な取組を「**重点プロジェクト**」として位置付け

- ① 本人・家族支援 ② 多職種連携の推進 ③ 地域における支え合いの推進
- ④ 若年性認知症の人への支援 ⑤ 産学官連携の推進

2024年度の主な取組

【① 本人・家族支援】「愛知県認知症希望大使」と協働した普及啓発

- ・「愛知県認知症希望大使」(認知症のご本人2名に委嘱)が、県や市町村、高校等主催の講座等で、自らの体験や希望を語り、認知症に対する理解促進を図る

【② 多職種連携の推進】認知症地域支援推進員の活動支援

- ・地域における認知症支援のコーディネータとなる認知症地域支援推進員向け研修の開催や、「研修プラットフォーム」(オンライン研修システム)の活用

【③ 地域における支え合いの推進】認知症カフェ活動の推進

- ・地域の認知症カフェ運営者や行政、認知症地域支援推進員等向け研修の開催し、認知症カフェの理解促進及び交流促進

【④ 若年性認知症の人への支援】若年性認知症の早期相談支援体制の構築

(医療機関との連携強化、企業における理解促進、地域の支援機関の連携促進)

- ・啓発セミナーでの講演による企業への理解促進の他、関係団体との連携体制の構築を推進し、県全域の相談支援体制の整備を図る

【⑤ 産学官連携の推進】「認知症の人にやさしい企業サポーターONEアクション研修」の新たなプログラムの開発

- ・ONEアクション研修の普及とともに、認知症の人にとって利用しやすいサービス等について考える新たなプログラムを開発

認知機能低下リスクを判定するチェックリストの普及

- ・認知機能低下のリスクがある方の早期発見に向け、認知機能低下リスクを判定するチェックリストの市町村における活用促進

(7) 障害のある人への支援

◆入所施設から地域生活への移行の推進

- グループホームの世話人確保のため、世話人の仕事紹介や仕事体験を実施
- 地域での生活を体験したり、地域移行をした障害者の体験談などを聞く機会の提供
- 企業と障害者就労施設等を繋ぎ、新たな受注や仕事を創出

◆障害を理由とする差別の解消の推進

○障害を理由とする差別

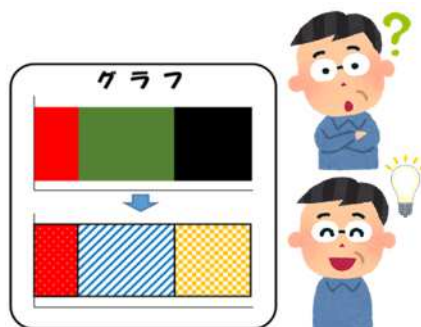
- ・不当な差別的取扱いをすること
- ・合理的配慮をしないこと

- これまで事業者の努力義務とされてきた「合理的配慮」の義務化(2024年4月)について広報啓発するため、リーフレット等の作成・配布や県職員による出前講座を実施

◆カラーユニバーサルデザインガイドラインの策定

- 色弱者などが、円滑に情報を取得できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮するためのガイドブックを作成(2018年2月)

- 普及啓発セミナー、ワークショップの開催



◆工賃向上(農福連携を含む)の推進

- 障害者就労施設の工賃向上を支援(参考:2023年度工賃月額実績 23,428円)
- 障害者就労施設に対し、アドバイザーによる個別面談の実施(生産工程や会計について専門的な指導の実施)
- 農業分野での障害者への就労支援を実施し、農業の支え手の拡大や、工賃向上を支援(農業の技術指導や啓発研修、マルシェの実施)



(8) 重症心身障害児入所施設の整備

○2016年4月、岡崎市に三河青い鳥医療療育センターを開所。

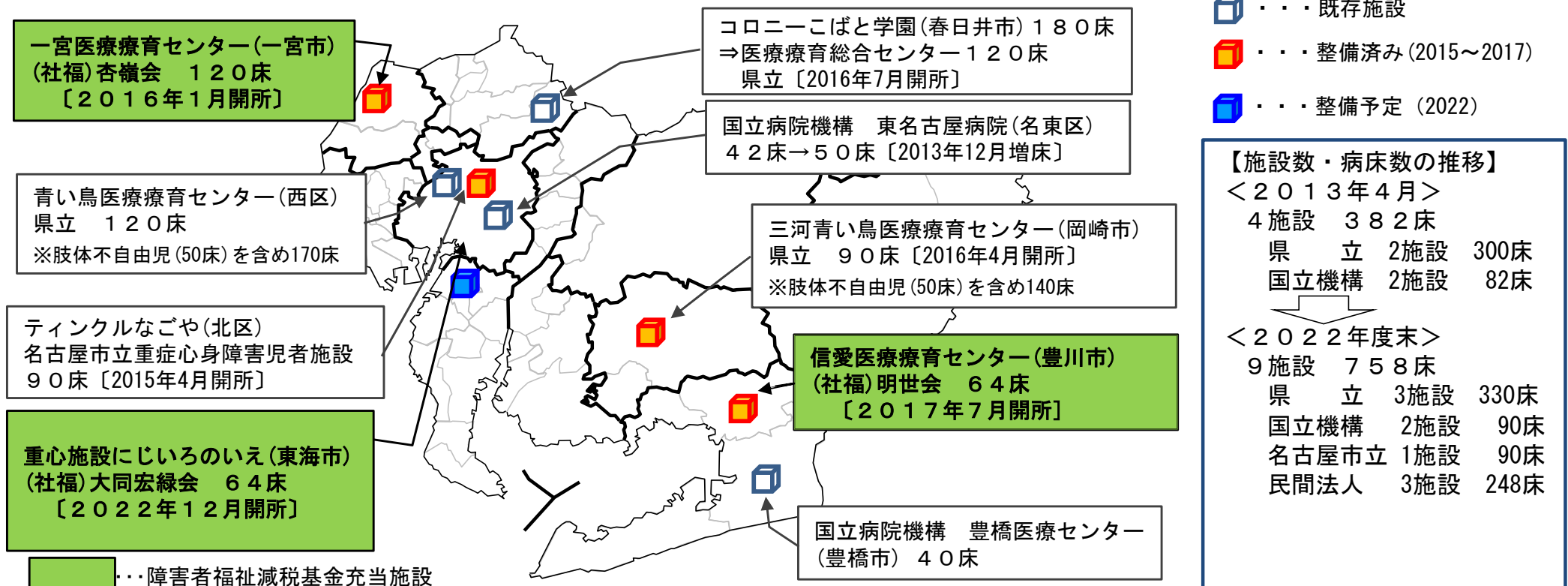
○2016年7月には「心身障害者コロニー」の再編に伴う新たな重心病棟を春日井市に開所。

(名古屋市にも2015年度に1か所施設整備)

○本県においては、重症心身障害児者が利用できる施設が他の類似県に比べ少ないことから、公立施設だけでなく、民間による施設整備を進めることとし、「障害者福祉減税基金(30億円)」を2014年4月に設置。

○同基金を活用し、県内初の民間施設として、2016年1月に一宮医療療育センターが開所。2017年7月には豊川市の県有地において、2か所目となる信愛医療療育センターが開所。さらに東海市の県有地において、3か所目となる重心施設にじいろのいえが2022年12月に開所。

◆県内の重症心身障害児者施設の配置状況



(9) ヤングケアラーへの支援

出典: こども家庭庁 (<https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/public/>)
(参照2024-10-15)

ヤングケアラーとは？

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っているこども・若者のこと

障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。



CHECK

令和6年6月、「ヤングケアラーは国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と子ども・若者育成支援推進法に明記されたよ

愛知県ヤングケアラー実態調査

本来、大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」の実態を把握するため、県内全域において調査を実施(2021年11月～2022年2月)

区分		対象	回答状況
アンケート調査	児童・生徒	県内公立小中高校の小5、中2、高2(約2割)	30,597／37,728人【81.1%】
	学校	県内すべての小中高校	1,197／1,573校【76.1%】
インタビュー調査		元ヤングケアラー	8人
		相談支援機関等	25機関

調査結果から抽出された課題

ヤングケアラーという言葉や問題の認知度が低く、相談につながらない

家族のことは話しにくいいため、相談したことがある子どもの割合が低い

家庭内の問題として表面化しにくく、支援が届いていない家庭が多い

当事者の集いの場や自由に使える時間、学習サポートを希望する子どもが多い

支援の方向性

知る

ヤングケアラーについて広く知ってもらう

相談する

子どもが相談しやすい環境を作る

見つけて支援する

気になる家庭を見つけて支援する

寄り添う

子どもに寄り添う

方向性に即した施策展開

◆2024年度の主な施策

- 子ども向けパンフレットの配布(小5)
(県内約1,000校／7万人)
- ヤングケアラーへの一貫した支援体制を整備する市町村モデル事業
(3自治体、～2024年度)

(10) 困難な問題を抱える女性への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(2024.4月施行)に基づき、支援を実施

「困難な問題」とは * 女性が女性であることにより遭遇しやすい様々な問題等が含まれる。

- ・性暴力・性犯罪被害
- ・DV被害、ストーカー被害
- ・予期せぬ妊娠
- ・不安定な就労状況や経済的困窮 など

主な女性支援の主体

①愛知県女性相談支援センター
(女性相談支援センター)

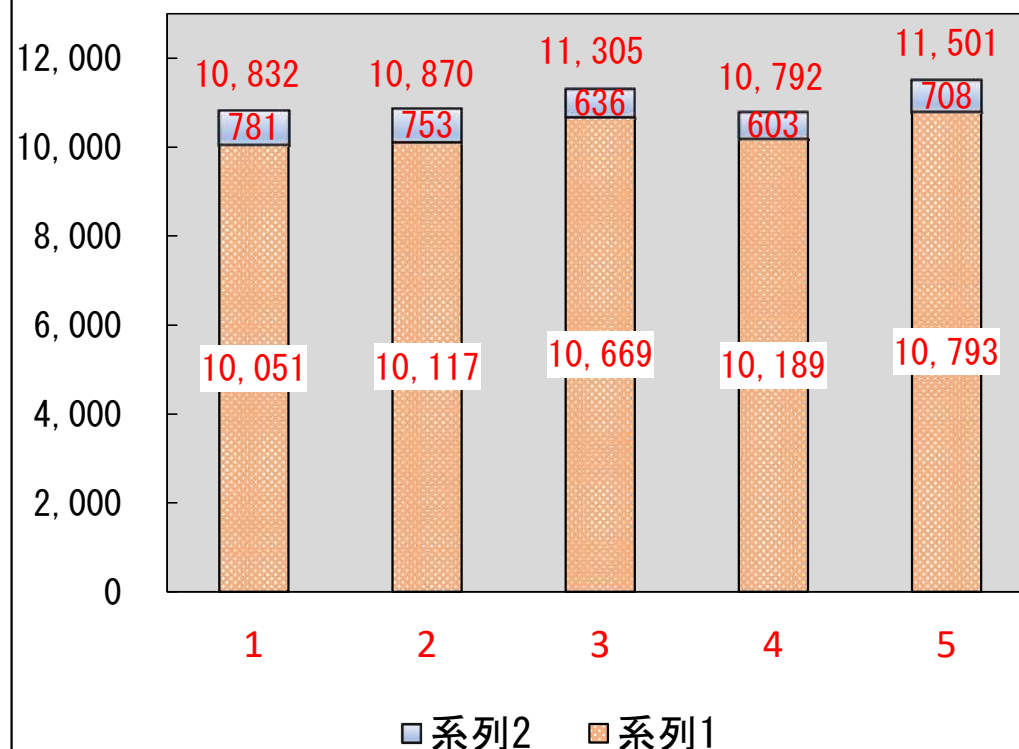
②女性相談支援員
(都道府県や市町村に配置)

③女性自立支援施設
(愛知県内に2か所)

④民間団体

新法により
新たに行政と民間団体の
協働について規定

愛知県女性相談支援センターにおける相談件数



ご清聴ありがとうございました。

